

## 4 1 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 職員衛生管理規程

平成21年12月21日制定  
糸社協規程第 50 号

(目的)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（以下「法」という。）に定めるもののほか、糸魚川市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）職員の健康確保について必要な事項を定めるものとする。

(衛生管理者)

第2条 協議会に、法第12条第1項に基づき衛生管理者を置く。

2 前項の衛生管理者は、法第12条第1項に規定する資格を有する職員のうちから会長が選任する。

(衛生管理者の職務)

第3条 衛生管理者は、次に掲げる事項を処理しなければならない。

- (1) 健康診断の実施及び健康に異常のある者の発見、処置に関すること。
- (2) 執務条件、環境、施設等の衛生上の調査改善に関すること。
- (3) 衛生教育及び健康保持等に関すること。

2 前項に掲げる措置をしたときは、速やかに会長に報告しなければならない。

(産業医)

第4条 協議会に、法第13条に基づき産業医を置く。

(産業医の職務)

第5条 産業医は、次に掲げる事項を処理し又は、指導するものとする。

- (1) 健康診断の実施その他職員の健康管理に関すること。
- (2) 衛生教育その他職員の健康保持、増進及び健康障害等の調査再発防止のため医学的措置に関すること。

2 前項に掲げる事項について、会長又は衛生管理者に対して勧告することができる。

(健康診断の実施及び周知、治療等)

第6条 健康診断の実施においては、法第66条及び労働安全衛生規則に定めるところにより実施する。

2 実施にあたっては、あらかじめ職員に通知する。

3 職員は、健康診断を受けなければならない。但し、業務の都合上、その他の理由により受けられない場合は、別に指定する日時、場所にて受けるものとする。

4 診断の結果、産業医等指示を受けた職員は、治療、療養に努めるとともに治癒した場合は、衛生管理者に報告するものとする。

(秘密の保持)

第7条 健康管理に従事する職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(衛生委員会)

第8条 法第18条第1項に基づき、職員の衛生管理対策の推進について調査審議さ

せ、意見を求めるため、糸魚川市社会福祉協議会衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（調査審議事項）

第9条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、会長に意見を述べるものとする。

- （1）職員の健康障害を防止するための基本となるべく対策に関すること。
- （2）労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に関わるものに関すること。
- （3）前各号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止に関する重要事項。

（組織）

第10条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）事務局長
- （2）産業医
- （3）衛生管理者
- （4）会長が指名する者1名
- （5）職員の推薦に基づき会長が指名する者3名

（委員長及び職務）

第11条 委員会に委員長を置く。委員長は、前条に規定する1号委員とする。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長事故あるとき又、欠けたときは委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理とする。

（議事）

第12条 委員会は、委員長が招集し過半数の出席がなければ開催することができない。

（委任）

第13条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会で定めるものとする。

附 則（平成21年12月21日）

この規程は、平成21年10月1日から施行する。